別紙５

養殖資材の共同購入等に関する規約（例）

（趣旨）

第１条 この規約は、令和６年度養殖業体質強化緊急総合対策事業のうち養殖コスト低減対策事業（協業化による養殖経営体の生産性向上支援）に係る申請（以下「共同申請」という。）で、取得する養殖資材の共同購入等に関して必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条　全ての構成員で養殖資材を共同購入【及び共同利用】することで、個々の養殖経営体の養殖資材取得経費の低減【及び日々の作業の効率化】を図ることを目的とする。

（構成員と役割分担）

第３条 共同申請の構成員と役割分担を以下のとおりとする。なお、利用者は共同申請の構成員のみとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員 | 役割分担 |
| （氏 名） | 代表者：補助金申請事務責任者、保管管理責任者 |
| （氏 名） | 共同申請者【、共同利用者】 |
| （氏 名） | 共同申請者【、共同利用者】 |
| （氏 名） | 共同申請者【、共同利用者】 |
| ・・・ |  |

（費用負担の方法）

第４条 養殖資材の取得に際して、構成員は取得価格について按分し、共同申請者は代表者に支払う。維持・処分に関する経費についても、構成員で按分する。

【機械等を取得する場合は、下記の第５条～第６条も記載すること。】

（財産管理の方法）

第５条 機械等の保管場所は代表者が所有する建屋屋内とし、代表者は共同利用に係る責任者となり、適切な管理運営にあたる。また、代表者は機械等の効率的な利用と保全を図るため、次の帳簿を備え付けるものとする。

（１）機械等の使用簿

（２）管理台帳

（３）燃料受払い簿

（４）経理諸帳簿

（その他）

第６条 共同利用にあたっての料金等については、第４条に定める維持・処分に関する経費をふまえ、構成員が協議し、同意した上で決定する。

第○条 本規約の条項に生じた解釈上の疑義及び本規約に定めのない事項については、構成員が協議し、同意した上で決定する。

（附則）

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

代表者　　　○○　○○　印

共同申請者　○○　○○　印

　　〃　　　○○　○○　印

* 上記のほか必要な事項がありましたら、追記していただいて構いません。